

岩手県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	釜石遠野線	釜石市鶴住居町四丁目地先（一般国道45号交点）から鶴住居町五丁目地先（市道寺前線交点）まで
県道	花巻平泉線	花巻市湯本地先（県道盛岡和賀線交点）から台地先（市道大畑・糠塚線交点）まで
県道	大船渡広田陸前高田線	陸前高田市高田町地先（市道駅通り線交点）から高田町地先（一般国道340号交点）まで
県道	江刺金ヶ崎線	胆沢郡金ヶ崎町西根地先（町道役場中央線交点）から西根地先（町道谷来浦・南町線交点）まで
県道	後藤野野中線	北上市和賀町地先（市道後藤工業団地線交点）から和賀町地先（一般国道107号交点）まで
県道	本宮長田町線	盛岡市本宮地先（県道盛岡環状線交点）から盛岡駅西通一丁目地先（市道太田橋中川町線交点）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年4月1日

5 占用を制限する区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- 場所 岩手県県土整備部道路環境課
- 期間 令和6年3月26日から同年4月26日まで